

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ヤナギムシガレイ太平洋北部系群及びサメガレイ太平洋北部系群

2. 参考人

氏 名	坂本 雅信
所属又は職業等	銚子市漁業協同組合 代表理事組合長

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

我々が営む銚子地区の沖合底びき網漁業では、ヤリイカを中心に多種多様な魚種を漁獲しています。今回、その中のヤナギムシガレイとサメガレイの2魚種がTAC管理の候補魚種になっていることに関し沖合底びき網漁業者から様々な疑問の声があることから、結論ありきで進めるのではなく、現場の漁業者の理解と納得を得た上で、慎重に検討するよう求めます。

【沖合底びき網漁船におけるTAC管理の必要性について】

銚子地区の沖合底びき網漁船は、昭和38年には40隻ありましたが、経営悪化により減少を続け、現在では5隻のみとなっています。また、平成19年には経営合理化のため、4経営体を1つにした銚子沖合漁業生産組合を設立するとともに、小型船への転換を進め、現在は4隻が19トン船、1隻が32トン船による操業を行っています。このように、厳しい経営環境の中、限られた水産資源を持続的に活用し、経営を維持していくため、既に漁獲努力量の減少が図られてきたところであり、そういった状況の中で新たに規制が加わることに強く懸念しているところです。

また、当該漁業で漁獲される魚種は銚子地区だけでも120種類以上にのぼり、ヤナギムシガレイとサメガレイはアナゴ狙いの操業の際の混獲魚種となっています。この2魚種にTAC制度を導入した場合、沖合底びき網漁業の漁具・漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することが難しく、意図せずに混獲してしまいTAC数量の超過が危惧されます。仮に、数量が超過しないよう混獲された魚を放流するにしても、生きたまま再放流するのは不可能であるため、洋上投棄が問題になることも考えられます。また、混獲を避けるために操業海域や曳網の水深を変更すること、さらには休漁することは漁業収入の低下を招きかねないと考えています。

さらに、操業する海域は沿岸から沖合にかけて様々な漁業が営まれているため、過去に長い年月をかけて操業調整が図られてきたところであり、沖合底びき網漁業としても自分たちの利益だけを求めるのではなく、沿岸漁業の重要資源を対象とした操業を避けるなど、他の漁業に配慮した操業を行ってきました。この

結果、例えば、銚子市外川地区のキンメダイ釣り漁業は適切な資源管理を実施するとともに、ブランド化等に取り組み、地域を代表する水産資源としての地位を確立しています。このように、関係者の長年の努力により地域全体の漁業がバランス良く成り立っている状況がある中で、敢えてTAC管理を導入することの必要性に疑問を感じているところです。

漁業構造のバランスが崩れ、結果的に日本の漁業の良さでもある、漁業と地域の結びつきや、漁法・魚種の多様性が失われるのではないかと懸念しています。

【資源評価について】

資源評価は漁獲情報を主な情報源として導き出されていると聞いていますが、沖合底びき網漁業の場合、通年同じ魚種を狙っているわけではなく、季節や来遊に応じて様々な魚種を漁獲しているため、単純に漁獲量のデータが資源状況を推定する指標になるのかどうか疑問です。また、市場においても漁獲物の状況によっては銘柄別の仕分けが十分にされないケースも多いため、正確な数量把握が難しい状況ではないかと推察されます。

サメガレイについては、水深800～1,100mの深場が漁場になりますが、漁船の小型化で操業できないことにより漁獲量が下がっているため、単純に漁獲量を資源量の指標とすることはできないと考えます。

これらの点に関しては、こういった手法で評価を行っているのか、漁業者が納得できるように、わかりやすい説明を求めます。

【TAC魚種拡大に関する国の進め方について】

当該魚種に限ったことではありませんが、既にTAC魚種拡大に向けたスケジュールが公表されているなど、現場の漁業者の意見が聞かれることなく国において話が進められてきたことに不信感を感じます。当該魚種がTAC管理の候補となっている理由や、仮にTAC魚種に指定された場合に、どのような影響があるのかについて、国から十分な説明は受けておらず、このまま結論ありきで話が進んでいくことを心配しています。

国に対しては、まずは現場に足を運び、漁業者に対する十分かつ丁寧な説明を行うとともに、漁業者の理解と協力を得た上でなければ進めないよう求めます。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

全国的に漁獲報告システムの整備の目処が立った段階で、TAC管理導入の可否を検討するべきではないかと考えます。システムが未整備の段階で無理にTAC管理を導入すれば、漁協職員や漁業者の事務負担増大を招くだけです。クロマグロの管理だけでも職員が手一杯の状態であるのに、魚種が増えた場合に対応が困難であり、また、TAC管理に係る水産庁や都道府県水産部局の事務量の増大も容易に想定されますが、対応できるのでしょうか。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

この設問はTAC管理を実施することを前提としたものであると考えられますが、そもそもTAC管理が適切かどうかは疑問であり、いま資源管理目標の導入を論じる段階にはないと考えます。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

この設問はTAC管理を実施することを前提としたものであると考えられますが、そもそもTAC管理が適切かどうか疑問であり、いま漁獲シナリオを論じる段階にはないと考えます。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

(1) に記載のとおり、そもそも数量管理が適切かどうか疑問です。
対応方向は「数量管理を実施しない」ことも視野に入れて検討すべきです。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

(1) に記載のとおり、既に漁獲努力量の削減に取り組んできました。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

地域：太平洋北部地区

漁業種類：沖合底びき網漁業、小型底びき網漁業

関係者等：加工業者、仲買業者、市場関係者（産地、消費地）、その他関連産業

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

この設問はステークホルダー会合を実施することを前提としたものであると考えられますが、そもそもステークホルダー会合へ進んでしまうことが適切な
のか疑問です。まずは、上記⑥の関係者へ国から十分な説明を行い、理解と納得を得た上でステークホルダー会合に進むべきです。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

この設問はTAC管理を実施することを前提としたものであると考えられますが、そもそもTAC管理が適切かどうか疑問であり、いま管理対象とする
範囲を論じる段階にはないと考えます。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

管理コストを試算しているのか？

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

サメガレイ太平洋北部

2. 参考人

氏 名	富岡 啓二
所属又は職業等	一般社団法人全国底曳網漁業連合会 会長理事

3. 御意見等

注：この記載内容については、部会に提示され、公表資料に記載されることとなりますので、御承知おきいただきますようお願いします。

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

沖合底びき網漁業での漁獲のほとんどが混獲によるものであることから、数量管理となった場合、混獲による数量超過を避けるため、操業そのものを控えざるを得ない等支障が出ること、さらに、当該資源を漁獲する福島県は東日本大震災による被災から通常操業へ戻る復興途上であり、数量管理の導入によって復興が妨げられることを強く懸念。

このため、まずは混獲種の数量管理を適切に運用するための具体的な方策を提示すると共に、当該資源を数量管理することの必然性について関係漁業者の理解を得た上で検討を進めることが重要かつ不可欠。

また、資源管理の推進に当たっては当該資源を利用する漁業関係者は等しく取り組むことが必要。

当該資源について沖合底びき網漁業における操業をみると、沖合底びき網漁業での漁獲割合は 90.3%程度(小型底びき網 5.9%, 刺し網 1.0%、はえ縄 1.6%、定置 0%、その他 1.0%)だが、太平洋北部海域での操業で混獲（それぞれの地区を基地とする沖合底びき網の総漁獲量の 0.2～2%、水揚げ金額の 0.2～1%程度）として採捕されている実態。

また、当該資源の近年の漁獲量は 186 トン程度、我が国の総漁獲量の 0.008%程度と極めて小さく、国として数量管理を行う必然性について疑念。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

--

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

--

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

--

- ④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

上記（１）のとおり

- ⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

沖合底びき網漁業においては７月～８月が禁漁となっている。

- ⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

青森県（太平洋）から千葉県における沖合底びき網漁業者は勿論のこと、当該資源は太平洋北部の沿岸漁業においても利用されている資源であることから関係する漁業者、所属漁協、市場、流通関係者。

- ⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

上記（１）の課題を整理し漁業者の理解を得た上でステークホルダー会合を開催すべきでは。

- ⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

資源を利用している漁業者間に不公平感が生じないようにすること。

- （３） その他（御質問等があれば、御記載ください。）